

農業・農協改革だより

1月号



改正農協法は、平成28年4月1日施行となっており、今後、政省令の公布などが予定されています。本誌では、改正農協法のポイント解説を平成27年11月号から5回にわたって掲載しています。

ポイント解説③

《専門農協やJA全農等の組織変更》

改正農協法では、信用・共済事業を行うJAを除き、専門農協は選択により、株式会社や消費生活協同組合（生協）に組織変更ができることとなりました。JA全農は選択により、株式会社組織変更ができることとなり、JA厚生連は選択により、社団である医療法人に組織変更ができることとなりました。

なお、衆議院・参議院の各農林水産委員会では、「組織変更は、あくまで選択であり、決して強制的なものではないことを周知徹底するとともに、株式会社への組織変更については、農林水産省令において定款に株式譲渡制限ルールを明記するよう措置すること。」とする附帯決議が決議されています。農林水産省令は、今後、定められますが、株式会社になった際の企業による経営支配を防ぐため、株式の譲渡制限等が規定される方向で検討されています。

平成27年12月16日現在の情勢をもとに作成

お問い合わせ先：JA香川県総務部組織広報課 TEL：087（825）1233